

# 大阪市立友渕小学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学びよく考える子 豊かな心をもち仲よくする子 健康でたくましい子」育成のために「友渕小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいきます。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の2点をあげます。

### ① 基本的な考え方

「いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、人権侵害であり、決して許さるべきではない。」という認識のもと、学校は家庭・地域社会・関係機関と連携し、一体となって取り組むべき問題ととらえて対応していきます。教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題でもあり、日々の授業を充実させていくとともに、継続して指導力の向上を目指します。

### ② 早期対応のための取組

いじめは大人には気づきにくいところで行われることも多くあることから、普段からよりよい人間関係を築くことでいじめを防ぐという認識を持ち、その土壌を築いていくため、子どもと子ども、教職員と子どもとの人間関係が深まるよう、日々の学習活動の中で自分の考えがしっかりと表明できる一方、相手の意見を認めるといったことを大切にしたり、休み時間に楽しく遊んだりといった経験を多く持てるような場面を多く設定していきます。また、日頃から教職員が子どもの様子を注意深く観察するとともに、定期的にアンケートなどで実態把握をしたり、スクールカウンセラーや関係機関との連絡・調整を行うなど、教育相談体制を機能させたりするようにします。

### ③ いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行なっていきます。

#### (1) 授業改善について

本校では基礎学力をしっかりと身につけ、活用力を磨いて学力の向上を目指すとともに、体力向上・運動習慣の改善に努めることで心身のよりよい成長が促され、それがいじめの未然防止につながるものと考えています。

そのために、落ち着いた学習環境を保つこと、基礎学力をしっかりと身につける時間を確保すること、習熟度別少人数指導やTTといった個に応じた指導をより充実し、よりわかるより身につく授業が展開できるよう教員の授業力を高めることも重視しています。

#### (2) 自己有用感を高めるために

ア. 毎日の学校生活で本人が認められる経験を積み重ねさせていきます。各学級で、一日のうちにあるいは一週間のうちに自分ががんばったと実感できる経験をひとつずつ重ねていき、子どもががんばったときに、しっかりとほめられるよう日頃から子どもの成長をしっかりと見守っていきます。そのために、校務支援システムを有効に活用し、本校・分校で子どもの情報を共有・蓄積し、活用できるようにしていきます。

イ. 本校・分校が分かれている異学年交流が他の学校ほど活発にできていないことから、全体で行う活動を大切にし、一人一人が友渕小学校の大切な仲間であるという立場に立って教職員も子どもも取り組んでいきます。

### 3. いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳の授業や学級活動の時間を大切にし、各学級の中での人間関係をより深めながら、正しいことは正しい、間違ったことは間違っていると言える学級づくりを進めています。
- ② 各学年の実態に応じて、いじめの恐ろしさ、傍観者もいじめを助長していること、命をおびやかすことを考えられるようにしていきます。
- ③ 携帯電話やインターネットの中でのやりとりで起こるいじめについても、実態に応じて取り上げ、指導していきます。

### 4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していきます。

- ① アンケートの結果から、児童に個別に教育相談を実施し、実態把握に努めます。
- ② スクールカウンセラーや区役所、子ども相談センター、警察など関連機関とスムーズに連携できるようにします。
- ③ 子どもの変化に気づき、記録に残していきます。必要な情報が校務支援システムで全教職員が活用できるようにします。
- ④ 担任が一人で抱え込むことなく学年などのチームで問題の解決にあたっていきます。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、関係児童にも事情を聴いたうえで事実と判明した場合、毅然とした態度で加害児童を指導します。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

- ① いじめ事案の全体像を把握し、いじめの事実が認められた場合、指導方針、役割を明確にし、組織的に対応します。関係保護者はもちろん、大阪市教育委員会ならびに関係諸機関等への報告を行い、連携して指導にあたっていきます。
- ② いじめられた児童のケアを大切にし、心情、実態の把握を進めます。いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることと自らの行為の責任を自覚させます。いじめた児童の課題を分析し、なぜそのような行為に至ったのかという背景に着目し、その子どもの今後の指導に役立てていきます。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### ① 学校内の組織

- (1)いじめ対策委員会…校長・副校長・教頭・教務主任（分校主任）生活指導部長・養護教諭・各学年より1名（状況に応じてスクールカウンセラー）
- (2)情報の共有や、問題点の把握、記録、保護者や関係機関との連絡・調整を行う。
- (3)年間計画

### 【調査等】

- ◎児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ◎学級担任による児童からの聞き取り調査

### 【研修会】

- ◎人権教育研修会（年3回）

◎生活指導研修会（年3回）

② 保護者や地域・関連機関との連携

(1)ホームページや学校だよりなどで、情報発信を積極的に進めています。

(2)学校協議会に学校の取組を提案する。また、地区の民生委員との連携を進めます。

③ 取組内容の検証

(1)「運営に関する計画」の道徳心・社会性の育成の項目を、いじめ問題をふくめて検証していきます。

(2)アンケート（対象児童・保護者・学校関係者・教職員）において、いじめ問題の取り組みに関する項目を設け、友渕小学校の取り組みを評価していきます。

## 7. 重大事案への対処

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行います。
- ②被害児童及びその保護者への適切な情報提供については個人情報の扱いに配慮して行います。

### ※ いじめ発見の際の流れ（対応の一例）

